

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆

第三号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の目的に、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを明記する。
- 二、法律の基本理念に、公共施設等の整備等に関する事業の実施を民間事業者にゆだねるに際しては行政の効率化又は国公有財産の有効利用にも配慮すべきことを明記する。
- 三、公共施設等の管理者等は、民間事業者の選定に当たって、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。
- 四、国及び地方公共団体は、選定事業者から民間施設部分を譲渡された者等に対して、一定の場合に、行政財産である土地を貸し付けることができるものとする。

五、独立行政法人を含む公共法人及び地方公共団体への本法の適用の明確化、地方自治法に基づく指定管理

者制度との整合を図るための配慮等に関する規定を設ける。

六、この法律は、公布の日から施行する。